

○茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則

平成29年6月29日  
茨城県規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例(平成29年茨城県条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 修学研修資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学研修資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 応募理由書
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校, 中等教育学校若しくは特別支援学校の高等部又はこれらに相当する外国の学校の卒業証明書
- (3) 修学資金の貸与を受けようとする者にあつては, 外国医学課程に在学していること及びその期間を証する書類
- (4) 研修資金の貸与を受けようとする者にあつては, 外国の医学校を卒業したことを証する書類及び外国医師免許を得たことを証する書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(平30規則84・一部改正)

(貸与の適否の決定等)

第3条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、修学研修資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により修学研修資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学研修資金貸与決定通知書又は修学研修資金貸与不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第4条 申請者は、前条第2項の規定による修学研修資金の貸与の決定の通知を受け取ったときは、遅滞なく、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(連帯保証人)

第5条 条例第8条の規定による連帯保証人は、独立の生計を営む者であつて、日本国内に

居住するものでなければならない。ただし、知事が、その必要がないと認める場合は、独立の生計を営む者であることを要しない。

- 2 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。
- 3 修学研修生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金又は研修資金の交付を受けていない者を含む。第17条第3項において同じ。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに、連帯保証人変更届に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(令2規則11・一部改正)

#### (貸与契約の解除)

第6条 知事は、条例第9条の規定により貸与契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書により修学生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。次条において同じ。)及び連帯保証人に通知するものとする。

#### (貸与の停止等)

第7条 知事は、条例第11条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止(一時保留)通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

#### (医療機関の指定又は変更)

第8条 知事は、条例第12条第3項第7号の規定により、医療機関を指定し、又は指定に係る医療機関を変更しようとするときは、あらかじめ、当該修学研修生と面接を行うものとする。

- 2 知事は、医療機関を指定し、又は指定に係る医療機関を変更することを決定したときは、書面により、その旨を当該修学研修生に通知するものとする。

#### (返還申告書)

第9条 修学研修生は、条例第12条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる事由が生じたとき(条例第13条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了したとき)は、遅滞なく、修学研修資金返還申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学研修生の死亡によるものであるときは、当該申告書の提出は、当該修学研修生の相続人(相続人がないときは、当該修学研修生の連帯保証人。以下同じ。)が行うものとする。

#### (認定専門研修の申請等)

第10条 修学研修生は、条例第13条第2号の規定による認定(変更に係る認定を除く。次項

において同じ。)を受けようとするときは、当該認定に係る研修を受けようとする日の6月前までに、専門研修認定申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 修学研修生は、認定を受けた研修を変更しようとするときは、認定専門研修変更認定申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る研修が県内の医療の充実に必要と認めるときは専門研修(認定専門研修変更)認定通知書により、当該申請に係る研修が県内の医療の充実に必要と認められない場合には専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

#### (猶予の申請)

第11条 修学研修生は、条例第13条の規定により修学研修資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学研修資金返還猶予申請書に同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

#### (猶予の承認通知等)

第12条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、修学研修資金の返還の債務の履行を猶予することが相当であると認めるときは修学研修資金返還猶予承認通知書により、猶予することが不相当であると認めるときは修学研修資金返還猶予不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

#### (当然免除事由発生届)

第13条 修学研修生は、条例第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、修学研修資金返還当然免除事由発生届に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(1) 条例第14条第1項第1号に該当するとき 業務従事証明書

(2) 条例第14条第1項第2号に該当するとき(修学研修生が死亡した場合を除く。) 診断書及び当該心身の故障が業務に起因するものであることを証する書類

- 2 修学研修生が死亡した場合において、条例第14条第1項第2号に該当するときは、当該修学研修生の相続人は、遅滞なく、修学研修資金返還当然免除事由発生届に死亡診断書及び当該死亡が業務に起因するものであることを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

#### (当然免除の認定通知等)

第14条 知事は、前条の規定による届出があったときは、その事実を確認し、修学研修資金の返還の債務を免除することが相当であると認めるときは修学研修資金返還免除認定(承認)通知書により、免除することが不相当であると認めるときは修学研修資金返還免

除不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(裁量免除の申請)

第15条 修学研修生は、条例第15条の規定により修学研修資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学研修資金返還裁量免除申請書にその事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 修学研修生が死亡した場合において、条例第15条に該当し、かつ、同条の規定による修学研修資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該修学研修生の相続人は、遅滞なく、修学研修資金返還裁量免除申請書に死亡診断書を添えて、知事に申請しなければならない。

3 前条の規定は、前2項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「次条第1項及び第2項の規定による申請」と、「その事実を確認し」とあるのは「その内容を審査し」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(期間の計算方法)

第16条 条例第12条第3項第7号並びに条例第14条第1項及び第3項に規定する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(その他の届出)

第17条 修学生(第1号から第4号までにあつては、貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき 退学届

(2) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 辞退届

(3) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき 休学(停学・留年)届

(4) 復学したとき 復学届

(5) 卒業したとき 卒業届

2 前項に規定する場合のほか、修学研修生(第1号にあつては、貸与契約を締結した後、最初の修学資金又は研修資金の交付を受けていない者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届

(2) 医師法(昭和23年法律第201号)第11条第3号の認定を受けたとき 医師国家試験受験資格取得届

- (3) 国内医師免許を取得したとき 国内医師免許取得届
  - (4) 臨床研修を開始したとき 臨床研修開始届
  - (5) 医師の業務に従事したとき 業務従事開始届
  - (6) 医師の業務に従事しなくなったとき 退職届
- 3 修学研修生が死亡したときは、当該修学研修生の相続人は、遅滞なく、修学研修生死亡届に死亡診断書を添えて、知事に届け出なければならない。
- 4 医師の業務に従事する修学研修生は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書に業務従事証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(申請書等の様式)

第18条 次の表の左欄に掲げるこの規則の各条項に規定する当該中欄に掲げる申請書等の様式は、当該右欄に掲げるとおりとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第2条	修学研修資金貸与申請書	様式第1号
第2条第1号	応募理由書	様式第2号
第3条第2項	修学研修資金貸与決定通知書	様式第3号
第3条第2項	修学研修資金貸与不承認決定通知書	様式第4号
第4条	茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書	様式第5号(その1)又は様式第5号(その2)
第5条第3項	連帯保証人変更届	様式第6号
第6条	修学資金貸与契約解除通知書	様式第7号
第7条	修学資金貸与停止(一時保留)通知書	様式第8号
第9条	修学研修資金返還申告書	様式第9号
第10条第1項	専門研修認定申請書	様式第10号
第10条第2項	認定専門研修変更認定申請書	様式第11号
第10条第3項	専門研修(認定専門研修変更)認定通知書	様式第12号
第10条第3項	専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書	様式第13号
第11条	修学研修資金返還猶予申請書	様式第14号
第12条	修学研修資金返還猶予承認通知書	様式第15号
第12条	修学研修資金返還猶予不承認通知書	様式第16号
第13条第1項及び第2項	修学研修資金返還当然免除事由発生届	様式第17号
第13条第1項第1号	業務従事証明書	様式第18号
第14条及び第15条第3項	修学研修資金返還免除認定(承認)通	様式第19号

	知書	
第14条及び第15条第3項	修学研修資金返還免除不認定(不承認)通知書	様式第20号
第15条第1項及び第2項	修学研修資金返還裁量免除申請書	様式第21号
第17条第1項第1号	退学届	様式第22号
第17条第1項第2号	辞退届	様式第23号
第17条第1項第3号	休学(停学・留年)届	様式第24号
第17条第1項第4号	復学届	様式第25号
第17条第1項第5号	卒業届	様式第26号
第17条第2項第1号	氏名(住所)変更届	様式第27号
第17条第2項第2号	医師国家試験受験資格取得届	様式第28号
第17条第2項第3号	国内医師免許取得届	様式第29号
第17条第2項第4号	臨床研修開始届	様式第30号
第17条第2項第5号	業務従事開始届	様式第31号
第17条第2項第6号	退職届	様式第32号
第17条第3項	修学研修生死亡届	様式第33号
第17条第4項	業務従事状況報告書	様式第34号

付 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

付 則(平成30年規則第84号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

付 則(令和2年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

【様式：第1号～第4号・第6号～第34号（略）】

様式第5号(その1)(第4条関係)

(平30規則84・一部改正)

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書

(修学資金用)

茨城県(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)と連帯保証人

(以下「丙」という。)と連帯保証人

(以下「丁」という。)とは、

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例(平成29年茨城県条例第33号。以下「条例」という。)第7条及び第8条の規定に基づき、条例第3条に規定する修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与について、次のとおり契約を締結する。

(貸与)

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が外国の医学校を卒業する日(第3条の規定によりこの契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(貸与の停止等)

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第10条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(契約の解除)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。  
(返還)

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第1条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 外国の医学校を卒業した後に外国医師免許(条例第3条の外国医師免許をいう。以下同じ。)を得る場合にあっては、当該外国の医学校を卒業した後遅滞なく外国医師免許を得なかったとき。

(3) 外国の医学校を卒業した後、死亡したとき(第7条第1項第2号及び第8条に該当する場合を除く。)

(4) 外国医師免許を得た後直ちに医師法(昭和23年法律第201号)第11条第3号の認定(第6号において「認定」という。)を受けなかったとき。

(5) 前3号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、医師法第9条に規定する医師国家試験を受ける見込みがなくなったと認められるとき。

(6) 認定を受けた後遅滞なく国内医師免許(条例第3条に規定する国内医師免許をいう。以下同じ。)を受けなかったとき。

(7) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき。

(8) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

(9) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き、あらかじめ甲が指定する医療機関であって、臨床研修の修了及び第6条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり甲が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定するもの(当該指定後に甲が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関として甲が指定するもの。以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき。

(10) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(第7条第1項第1号に該当する場合を除く。)

(11) 国内医師免許を受けた後、心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第7条第1項第2号及び第8条に該当する場合を除く。)

(12) 前各号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、修学資金の貸与の目的



を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(延滞利息)

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第1条第2項の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合(条例付則第2項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する割合)で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号にあつては、1年を超えない範囲内において甲が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第3条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き条例第3条に規定する外国医学課程に在学しているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、県内の医療の充実に必要なものとして甲が認定したもの(当該認定後に甲が県内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の研修として甲が認定したもの。次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院(次条第3項第1号において「大学院」という。)の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事した場合であつて、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間(乙が条例第3条に規定する研修資金の貸与を受けた場合にあつては、当該期間に1年を加えた期間)の2分の3に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあつては3年、9年を超える場合にあつては9年)に達したとき。
- (2) 前号の規定による合算した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する

心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号の規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第8条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第9条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則(平成29年茨城県規則第47号。以下「規則」という。)第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第10条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項並びにこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲

茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県知事 印

乙 住所  
(電話 )  
氏名 印

丙 (連帯保証人) 住所  
(電話 )  
氏名 印

丁 (連帯保証人) 住所  
(電話 )  
氏名 印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

様式第5号(その2)(第4条関係)

(平30規則84・一部改正)

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与契約書

(研修資金用)

茨城県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)と連帯保証人  
(以下「丙」という。)と連帯保証人 (以下「丁」という。)とは、茨城県海外  
対象医師修学研修資金貸与条例(平成29年茨城県条例第33号。以下「条例」という。)第7  
条及び第8条の規定に基づき、条例第3条に規定する研修資金(以下「研修資金」という。)  
の貸与について、次のとおり契約を締結する。

(貸与)

第1条 甲は、乙に対し、研修資金として金 円を貸与するものとする。

2 研修資金には、貸与を受けた日の翌日以後180日を経過する日(当該日までに次条第1号  
から第5号までに掲げる事由に該当した場合にあっては、これらの事由に該当した日)まで  
の期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 研修資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(返還)

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日か  
ら起算して1月以内に、研修資金に前条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返  
還しなければならない。

- (1) 心身の故障のため臨床実習(条例第4条第2項第2号に規定する臨床実習をいう。以下  
同じ。)を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 臨床実習における評価が著しく不良になったと認められるとき。
- (3) 死亡したとき(第5条第1項第2号及び第6条に該当する場合を除く。)
- (4) この契約の締結後直ちに医師法(昭和23年法律第201号)第11条第3号の認定(第6号  
において「認定」という。)を受けなかったとき。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、医師法第9条に規定する医師国家試験を受ける見込みが  
なくなったと認められるとき。
- (6) 認定を受けた後遅滞なく国内医師免許(条例第3条に規定する国内医師免許をいう。  
以下同じ。)を受けなかったとき。
- (7) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法第16条の  
2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき。
- (8) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。
- (9) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き、あらかじめ甲が指定す  
る医療機関であって、臨床研修の修了及び第4条の規定による研修資金の返還の債務  
の履行の猶予を受けている期間の終了に当たり甲が地域における医師の育成及び確

保の状況等に応じ指定するもの(当該指定後に甲が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の医療機関として甲が指定するもの。以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき。

(10) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(第5条第1項第1号に該当する場合を除く。)

(11) 国内医師免許を受けた後、心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第5条第1項第2号及び第6条に該当する場合を除く。)

(12) 前各号に掲げるもののほか、研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(延滞利息)

第3条 乙は、正当な理由がなく、研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき研修資金の額と第1条第2項の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合(条例付則第2項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する割合)で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第1号にあつては、1年を超えない範囲内において甲が必要と認めた期間に限る。)、研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであつて、県内の医療の充実に必要なものとして甲が認定したもの(当該認定後に甲が県内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の研修として甲が認定したもの。次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院(次条第3項第1号において「大学院」という。)の医学を履修する課程に在学しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。

(4) 災害、疾病その他やむを得ない事由により研修資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、研修資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事した場合であつて、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が乙が条例第3条に規定する修学資金の貸与を受けた期間に1年を加えた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあつては3年、9年を超える場合にあつては9年)に達したとき。
  - (2) 前号の規定による合算した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- 2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。
- 3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号の規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間に算入しない。
- (1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
  - (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。
- (返還債務の裁量免除)
- 第6条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、研修資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
- (連帯保証)
- 第7条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。
- 2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があつたときは、直ちに、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則(平成29年茨城県規則第47号。以下「規則」という。)第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。
- (契約の履行)
- 第8条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。
- (疑義等の決定)
- 第9条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項並びにこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県知事 印

乙 住所  
(電話 )  
氏名 印

丙 (連帯保証人) 住所  
(電話 )  
氏名 印

丁 (連帯保証人) 住所  
(電話 )  
氏名 印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。